

総会議案書の電子的提供が始まります

副会長 中西 一裕 (42期)

● 6月6日の定期総会で会規が改正されました。

改正された会議に関する会規第5条は以下のとおりです（改正部分に下線）。

第2章 総会

（議案の発送又は送信等）

第5条 議案は、会日の14日前までに弁護士会員に発送、送信又は本会のウェブサイト内の会員サイトに掲載する方法（以下「電子的提供」という。）をもって提供しなければならない。

2 前項の電子的掲示による提供の方法その他必要な事項については、規則の定めるところによる。

3 議案の提供が電子的掲示による場合、議案の提供方法を会日の14日前までに弁護士会員に発送又は送信しなければならない。

4 緊急を要し、又は特別の事情のある場合は、開会の時刻までに、適宜の方法によって配布し、又は掲示（電子的掲示を含む。）をもってこれに代えることができる。

今回の改正により、これまでは議案書と参考資料の冊子を郵便で全会員に送付していたのを改め、会員サイトで議案書等を閲覧できるようにする一方、従来通り議案書等の冊子を希望する会員には郵送または交付することにしました。詳細は以下のとおりです。

① 総会招集通知

総会の招集は往復はがきにより通知します（会則33条 変更なし）。

通知には議題と議案書等を掲載した会員サイトのURL、QRコードを掲載します。

② 電子的掲示

議案書等は総会の14日前までに、会員サイトに掲示しますので、閲覧またはダウンロードしてください。

③ 書面の郵送または交付

郵送の場合は、総会の8日前までに当会に請求してください。交付の場合は、総会当日まで会館及び多摩支部会館にご来館いただければ交付します。

● 会規改正の趣旨

総会議案書等の電子的提供を導入した理由は、経費節減とペーパーレス化の推進です。

議案書等の印刷と郵送にかかる経費は会員数に応じ増加しており、昨年の定期総会では200頁を超える議案書等を8263人の会員に郵送し、印刷費と郵送費等合計507万3447円を支出しました。

こうした多額の経費の節減に加え、紙資源の節約や分厚い議案書等の冊子を保管して持ち歩く煩わしさも指摘されているところであり、ペーパーレス化の要請は時宜にかなったものです。

こうした趣旨をふまえ、上記の会規改正を行い、本年12月に予定されている臨時総会からこれを実施することになりました。

● 議案内容と論点をわかりやすく示します。

なお、上記会規改正に関する議論の過程で、議案書等が全会員に送付されないと総会への会員の関心が低下するとの懸念が寄せられました。

もちろん総会は当会の最高議決機関であり会内民主主義の基礎となるものです。理事者としては、会員の総会への関心を高め議案書等を閲覧していただくよう、以下のように配慮したいと考えています。

- ① 全会員に郵送する招集通知には、議事内容を簡潔にわかりやすく記載します。
- ② 全会員発送、ファックスまたはメルマガ等で議事内容と論点を繰り返し伝えます。
- ③ 会員サイトに掲載される議案書等に会員がアクセスできるように、事務局が案内する体制を整えます。

その他、ご不明な点があれば事務局（秘書課）や役員室にお問い合わせください。

本年6月6日開催の定期総会招集通知・議案書を電子的提供と同様の形式にて会員サイトに掲載していますので、ぜひ、ご覧ください。
（会員サイト：会務情報：総会）



<https://www.toben.or.jp/members/kaimujouhou/index.html>